

第2回 伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2022(令和4)年11月7日(月) 午後1時から午後4時00分
開催場所	伊賀市役所本庁舎5階501会議室
傍聴者数	2名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 舩見 くみ子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 安本 美栄子【4号委員】 尾登 誠【4号委員】 西口 真由【4号委員】 久保 千晴【4号委員】
欠席委員	高橋 健作【3号委員】 井上 順子【2号委員】
事務局	デジタル自治推進局 局長 宮崎寿、次長 藪中英行、副参事 岡井良行、行政改革推進係長 大山隆徳
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 国民健康保険取扱事務費交付金 (2) 真泥池揚水施設維持管理費交付金 (3) 上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金 (4) 老人クラブ活動等事業費補助金 (5) 介護予防サロン活動支援事業補助金
配布資料	【当日配布資料】 【事前配布資料】 ・審査資料 事業番号4～8ヒアリングシート レビュー結果整理シート①②
議事概要	<u>1 開会</u> ・高橋委員の欠席報告 ・前回欠席した久保委員による自己紹介 ・会議の成立 <u>2 あいさつ</u> ・小林委員長による挨拶 <u>3 議事</u> <u>(1) 国民健康保険取扱事務費交付金</u> 【委員】 目的がレセプトの作成であれば補助金の対象とならないという理解で議論してよいのか？国保の円滑な運営というのが本来の目的のはずが実際の作業がレセプトの作成で、それぞれ金額が決まっている。本来の目的と違った補助となっていることについて、目的に沿った

補助金にしていくことが求められているのか、共通認識として持っておきたい。

- **【事務局】** 委員が仰るとおり、要綱上の位置づけや目的と異なっていることから、専門家チームからもこの交付金が目的に沿ったものになっていないのではないかと指摘されており、その視点で委員からのご意見があれば賜りたい。

【委員】

レセプトは診療報酬を正確に支払って貰うためにも医療機関が体制を整えて作成すべきものであり、この体制を整えて貰うような医師会の関わりを統制していただく必要がある。法改正などでシステム導入や改修が必要な際など、医師会を通じて医療関係者のニーズがある際にそこに国保の円滑な運営のために補助を出すというような流れが必要だと考える。

- **【事務局】** 適正なレセプトを作成していただくために、研修費などに充てているということだが、実際には1枚いくらかで交付金を出しているの、そのことが専門家チームからも指摘されている。

【委員長】

レセプトを作ることは必要だが、実際の用途は研修などに充てられているが、積み上げがレセプトの件数ということは合理性がないということだろう。

【委員】

提供されている資料に決算資料が添付されていないので、どういう使われ方をしているのか内容が分からない。

- **【事務局】** 担当課からこの補助金の積算根拠として示されている資料が今お渡ししている資料になる。交付金の根拠資料としてはこれで金額を算定できるが、実際何に使われているのか、詳しく決算書の精査をするべきということを専門家チームからも指摘されている。

【委員】

補助金が何に使われて、何処に出しているということは非常に大切なこと。事業補助金の性格を強めていくべきだと考える。

【委員長】

書類上でも何に使われているのかは必ず確認するべき。

【委員】

補助金を出さないと補助金の目的である「国民健康保険事業の円滑な運営」を目指すための医師会との協力体制が得られないものなの

か。

➤ **【事務局】** この補助金の対象となっているレセプトの作成補助が、補助金の目的達成と関連性が薄いことは事業担当課も回答しているところ。そのために、今後はレセプト件数による補助から別途、具体的な項目への補助に切り替えを検討するとなっている。

【委員長】

現状のレセプト件数による補助、また、医師会ごとに金額単価が違う補助となっていることは合理性があるとは言えず見直す必要がある。しかし補助金を無くすということではなく、研修やシステム費、検診を担ってもらなど具体的な事業に対して補助する方向性に見直していくということが委員全体の共通認識ということかと思う。

【副委員長】

この補助金の性質について、この補助金が最終的にどこに行くのか。医師会で止まっているのなら、医師会の役割として、法改正などの際に研修費等で使うのが医師会に留まる補助金。最終的に医療機関に行くような補助金なのであれば、使われ方が違ってくる。

➤ **【事務局】** 補助対象者が団体となっているので、この補助金は団体への補助金となる。ただ、その積算根拠について各医療機関が作成するレセプトの件数となっている。

【副委員長】

だとすると、この補助金の在り方は間違っている。医師会止まりの補助金なのであれば、研修費などの具体的な事業費に補助をするべきで、医師会に対して医療機関が作成するレセプト一枚あたり何円という基準で補助金を出すことは間違っている。レセプトが適正に丁寧に作成されることで市の業務作業が軽減されることを目的にレセプト1枚いくらで出す補助金なのであれば、医療機関に補助金、協力料などを交付する必要がある。

事業課はこの補助金で何を実現したいのか、これを整理したうえで今後の方向性を示して欲しい。

【委員長】

補助金の目的と算定根拠の整合性がとれているのかということ。研修やシステムに使われているという認識で、それを求めているのならレセプト件数を算定根拠とすることは間違っている。レセプトを算定根拠とするのであれば、それは個々の医療機関にお金がいくべき。原課としては補助金の目的は法改正等での研修などを受けて貰うためのものとされているので、その費用を算定根拠にするべき。

➤ **【事務局】** ご意見をいただいた内容について、担当課に回答いただくため出席を依頼したい。

(事務担当課長出席依頼)

【委員】

副委員長の仰るとおり、レセプト作成費用が算定根拠になってしまうと、補助金額の上限がある意味無くなってしまいます。実際には研修等の事業費に充てられているものなので、そこの整合性に問題が生じる。

【事務局】 歯科医師会は単価でもなく、定額となっている。

- **【委員】** 歯科医は殆どが自由診療なので、単価いくらでというのが取り辛いというのは推察する。ただ、そもそもレセプトが算定根拠になっていることが問題。

【委員】

医師会の補助金に対してプラス4万円となっていることの理由も分からない。単純にそれぞれの団体に支払われている金額に大きく差があることに疑問がある。

- **【事務局】** 専門家からも同様の指摘があるなかで、原課はそれでも合理性があると回答していることがどうかと考えている。おそらく過去からの経緯で決まっているだろうが今となってはその理由を把握できていないと推測する。

(事務担当課長出席)

【事務局】 保険年金課長の前田が出席したことを報告する。

【委員長】

担当課長にお聞きしたいが、そもそも何の目的でこの補助金が出しているのかが分からない。

研修を受けて頂くために補助金を出すことが目的なのか、レセプト1件1件を作成いただくために出しているのかどちらか？

- **【事務担当課長】** 目的としてはレセプトをしっかりと誤りなく作成いただくということになる。

【委員長】

そうすると、レセプトを作成するのは医療機関なので、医療機関に補助金を出す必要があるのではないか。

- **【事務担当課長】** そういった方法はとっておらず、医師会の会合などの機会を通じて研修費などで使っていただくこととしている。

【委員長】

1枚1枚のレセプトに補助を出すというよりも、医師会が行う研修

などを通じて、正確なレセプトが作成できる知識を身に付けてもらうために研修などを実施してもらうため、医師会に補助金を出すという理解で良いか。

➤ **【事務担当課長】** そのとおり。

【委員長】

そうすると、研修費用自体が算定根拠とならないと合理性がとれない。という委員会での話になっている。

➤ **【事務担当課長】** 以前のヒアリングでも同様のご指摘をいただきまして、仰っていただいているような内容で今後補助する方が理解しやすいと考えている。

【委員長】

今後はレセプトの件数が算定の根拠にならないということで、それは良いが、なぜこれまでは医師会ごとに金額単価が異なっていたのか。

➤ **【事務担当課長】** 算定根拠は運用してきている中でハッキリしたものを把握していない状況。その点も含めて見直しをしていきたい。

【委員長】

見直しの方向性は良いと思うが、この期間が3年かかるというのがどういう認識か。

➤ **【事務担当課長】** この期間に特に根拠があるわけではない。ただ、これまでやってきたなかでこれから変えていくということで、一定期間移行期間が必要ということで3年とさせていただいたが、もちろん、出来る限り早く実施していくべきものと考えている。

【委員長】

我々としては、より早く実現するべきと考えているので、具体的に例えば来年度中に見直して欲しいというのはあるか。

➤ **【事務担当課長】** 廃止ということではないので、医師会には一定理解はいただけると考えている。

【委員】

市民目線でいうと、3年だと事務担当者が変わっている可能性もあるので、1年間医師会と話をさせていただいて、その翌年くらいのスピード感が必要と考える。

【委員】

算定根拠が変わるということで、合わせて成果指標も打ち出していただけるようお願いしたい。

【委員】

医師会と歯科医師会とで協議する場というのはどれくらいの頻度なのか。

- **【事務担当課長】**協議したいことがある度に話をするということで、この補助金について毎年話をしているということはない。今回の話は次の議題の一つで話をしたいと考えている。

【委員】

医師会との連携は市民にとって非常に大切なので、今後も密にお願いしたい。

【委員】

このシートの内容だと、補助金の交付先は医師会と書いていても、算定根拠がレセプト作成数なので、本当は医師にお金が流れているのではないかと疑念をもってしまいかねない。これから検討する内容は算定根拠と交付先と補助目的との整合性をきちんと整理し、分かりやすくしていただきたい。

【委員長】

また、誰が何に使ったのかというのも分かるような管理をしていただきたい。

【委員】

1年という期間を待たずとも、速やかに見直し、そのうえで継続していく。市民への説明責任を果たすためにも、少しでも早く対応することが行政には求められる。

【委員】

この改善すべき内容がどう改善していったのか、今後この委員会の中で共有されていくようなものなのか。

【委員】

今回、この補助金についての諮問を市長からいただいでいて、12月に答申がある。その後もこの委員の任期は続くなかで、アフターフォローがどうなっていくのか、事務局から考えを示して欲しい。

- **【事務局】**委員長が仰るように、まずはこの諮問した内容について12月に答申という形で示していただき、その内容について、市長含め行政として受け止めていくことになる。大事なはこの内容を実行していくことなので、後追いということでその進捗については経過報告させていただく。また、HP等でも公開する予定である。

【委員】

そういった意味でも、速やかに進めていただく必要があるかと思うので宜しくお願いしたい。

(まとめ)

- 医師会への補助金は否定しない。
- 目的を明確にして、その目的に対する補助に改める
- 算定根拠も示し、合理性がある補助金にする。
- 改善までの期間は所属が示す3年ではなく、可能な限り速やかに。

(2) 真泥池揚水施設維持管理費交付金

【委員】

この事務局は農村整備課が持っているのか。

- **【事務局】**補助金の交付は農村整備課が担っているが、実際に管理を担っているのは土地改良区となる。

【委員】

この施設の管理というのは非常に必要なもので、知識を持った方に管理をしていただくべきものだと考える。そういう意味では、この交付金は人件費の7割相当の補助、これが適正なのかは分からないが、旧市時代の協定書を根拠に支出しているということで、これを伊賀市に改めて貰い、内容もこの際確認してもらって続けていくことは問題ないと考えている。

【委員長】

固定資産台帳の整備や、施設の改修計画などの質問が専門家チームからあるが、これに明確な答えがない。施設管理台帳の整備を強く促すという原課の回答からも無いということで良いのか。

- **【事務局】**この回答後の確認を事務局ではしていないが、施設管理台帳や固定資産台帳を基にハード整備を計画的に進めていく必要性というのは原課を含め強く感じているところであるため、これらの台帳の整備が仮にないのであれば、整備する必要があると考えている。

【委員】

元々、この所管をしていた立場にいたので分かる範囲でお答えすると、固定資産台帳はおそらくしっかりしたものはない。ただ、ため池管理台帳はある。ため池は農業用ため池なので、名義までは私は把握していないが、しっかりした台帳があるのでこれを基に計画を立てていくことになろうかと思う。また、県の組織とのネットワークもあるので、計画的な施設維持というのは大丈夫かと思う。

【委員長】

他のため池を管理している団体に対して補助は出していないのか

【委員】

補助金というのではここに限定されている。

土地改良区は複数あり、土地改良区が管理しているため池もあると思うが、この池は非常に大規模であり、広域で影響を及ぼす可能性もあるため池なので、市でも一定補助をしているということかと思う。

【委員】

かなり大きなため池だが、補助が足りないという話はないのか。

➤ 【事務局】旧市時代からの協定をもとに補助金を交付しており、改めてこの内容を見直すと、増額ということもあり得ると原課からは聞いている。ただ、今もって増額して欲しいという要望があるとは聞いている。

【委員】この金額で管理を担って頂いていることはかなり安価だという認識。かなり専門的な知識や経験を持っている方が携わっておられるのではないか。

【委員長】

そういう意味では施設そのものの維持だけでなく、管理する方の技術などの継承というのが今後問題になってきそうですね。

【委員】

どこの組織でも高齢化というのは問題となってくる。

(まとめ)

●対応方針で示された内容を改善したうえでの補助金の継続は妥当である。

(3) 上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金

【副委員長】

上野天神祭のダンジリ行事はユネスコ無形文化財に指定され、全市的に取り組むべきことである。

上野天神祭に関わる人々は、こだわりが強く、手助けを受けることに躊躇される傾向であるが、マンパワーとして旧町部以外の地域からも応援を受け、財政的にはクラウドファンディングを活用している。

文化庁の国庫補助以外に経済産業省、総務省など全庁的な財源獲

得に向けて取り組まれたかを伺いたい。

- 【事務局】この行事は、文化財保護の観点から、ダンジリの修繕として教育委員会から補助金を交付している。行事の運営については、670 万円を交付金として支出されているが、そこから各町に分配され、その後の使われ方が課題になっているのではないかと考えている。各町の決算を見られた方はいらっしゃるか。
- 【委員】西町のものを確認したことがある。ダンジリを所有している町は、寄付金を集めたりしているが、町によっては高齢化等と思うような活動が行えないところもあるため、住民自治協議会と連携して町の課題として地域包括交付金に上乘せすることなども考慮すべき。補助金をカットすることではなく、他との連携の視点が必要であると考えます。

【委員】

この補助金の一部は上野商工会議所が事務局の「上野天神祭地域振興実行委員会」に渡っている。委員会の役割は、祭り当日の警備、警察・消防との協議などである。コロナ禍で資金不足に陥っていたが、企業協賛やクラウドファンディングにより開催に漕ぎつけた。今回のテーマとはイコールではないが、全体的に資金不足に陥っている状況にあるため、本質的な議論をお願いしたい。

【委員長】

委員の意見でもダンジリ行事は残していく必要があり、その補助は妥当であるとのことかと思う。レビュー結果整理シート②の諮問時の視点で「真に公費を投入する必要があるものに対して補助することを前提に」と記載されていることについて説明願いたい。

- 【事務局】670 万円の定額補助ではなく、修繕費、人材育成費など補助対象経費を明確にすることである。

【委員】

ユネスコ無形文化財に指定される前後で、補助金や市の取り扱いで変更された部分はあるか。

- 【事務局】ユネスコ文化遺産への指定を境に補助金を 450 万円から 670 万円に増額したと記憶している。市から上野文化美術保存会へ補助金を交付し、そこから各町へ分配している。

《実績報告書をもとに説明》

町によっては、資金を積み立てているところもある。ダンジリの修繕には莫大な費用が必要となり、厳しい運営をされていると思う。それらが記載されていないことから実績報告書は補助金に関連する部分しか記載されていないと思われる。

【委員】

補助金用の決算と、別の決算があることを把握していることにつ

いて、市として問題ないとの認識か。

- 【事務局】ご覧いただいているのは「ダンジリ 鬼行列運営事業決算書」となっており、このほかに「維持事業」、「保存事業」など事業別に決算書が作成されているように見受けられる。市補助金は、運営事業を補助目的としていることから「運営事業決算書」のみの提出で、認めてきたものと思われる。しかしながら、市が補助金を交付する際には、全体を把握しておく必要があると考えている。

【委員】

令和2年度と令和3年度は、それぞれ450万円を交付しているが、令和4年度は670万円となるのか。

- 【事務局】令和2年度と令和3年度は、670万円を交付しているが、決算後に精算しているものと思われる。
- 【委員】今後の方向性で「継続」としているのは、670万円を交付していくということか。
- 【事務局】670万円の積算根拠が不明確であるため、今後の課題と捉えている。

【委員】

維持管理のために、各町がストックしている資金があるとのことだが、必要なことだとしても補助金の交付を受ける以上は市民に向けて説明できるような決算の在り方が必要と考える。

【委員】

審査資料：事業番号6ヒアリングシートの「補助金等の評価」欄で「市民への意識の定着」とあるが、この部分が理解できない。

また、指標の「まちづくりアンケート」とは市が実施しているものなのか。また、その目標値に50%と記載している理由を説明願いたい。

- 【事務局】「市民への意識の定着」としているのは、補助金交付要綱第1条に「ダンジリ行事の承継、展覧、普及等郷土文化の振興及び伝承」と規定されているためと推測する。また、指標は、ダンジリ行事だけのものではなく「まちづくりアンケート」として文化施策全般のことを指しており、50%としているのは2人いたら片方の満足度が向上することを目指す程度のものと思われる。

【委員】

旧上野市街と旧町村では、意識にはかなりの差があるものと思っている。旧町村でユネスコ無形文化遺産に登録されていない祭りは、補助金が廃止され、祭り自体が無くなった事例がある中で、旧上野市街のみが優遇されているといった意識を改善していくことも大事な

テーマかと思う。ダンジリ行事が維持され、旧上野市街だけではなく、旧町村の市民からも支援されるような形が大事だと思う。

【委員長】

何にどう使われたかが明瞭になっていないと目的に沿っているのか分からない。交付金の部分のみの決算書が提出されることは問題ないと思うが、交付金が積み立てに回ることは避けなければならない。

【委員】

補助金管理シートで、情報発信について触れているが、市内にいるとパンフレットは良く目にするが、市外への PR という意味ではどこまでやっているのか。コロナのこともあるので、出来ていないところもあるのだろうが、少し気になるところ。特に資金調達方法としてクラウドファンディングなどを検討しているということで、今後は対外的な PR が今まで以上に必要になると考えるので、この補助金の使い道として、市外に向けた広報 PR に充てていく必要性もあるのではないか。

➤ **【委員】** コロナ禍では、対外的な PR は行えていない。今年の参加者は主催者発表で 10 万人、一番多い年で 18 万人なので、比べれば少なくなっている。通常の広報手段は、近鉄沿線、JR 西日本など各事業者の媒体を使って周知しているが、コロナかでは出来ていない。ただ、現在は SNS の効果もあり、広報をしていなくても日本全国から祭り好きが集まってくる。クラウドファンディングも目標額 30 万円に対して、38 万円が集まった。1 人で 30 万円を寄付されたので何とか目標達成したが、PR 不足もあったと考えている。ただ、商工会議所の内向きに寄附を募ったところ、ある程度寄附が集まった。しかし、ユネスコ無形文化遺産の趣旨から行くと、対外的な PR に対して市も含めて皆で考えて行く必要があると思う。

(まとめ)

- 上野天神祭のダンジリ行事に係る事業費のうち市補助金の使途、何にいくら使ったのかを明確にし、説明責任を果たせるようにすべきである。その上で継続すべきであると考えている。

(4) 老人クラブ活動等事業費補助金

【委員長】

伊賀市老人クラブ連合会は何のためにあるのか。

- 担当課に確認したわけではないが、複数の単位老人クラブを束ねる役割、上部団体である県組織との調整を担っていると推測している。

【委員長】

専門家チームからは、県組織から脱退することの意見もある。市として、伊賀市老人クラブ連合会にまとめて補助金を交付するよりも、事業を実施している団体に個別で補助する方が透明性を確保できるのではないかと。

- **【事務局】**この補助金は交付先として伊賀市老人クラブ連合会を指定しているが、専門家チームからも「老人クラブ以外も含めて適切に支援できるような工夫の余地がある」と意見があった。

【委員】

老人クラブが組織化された頃は、50代で退職し、60代は元気で頑張ろうといった時代である。ほとんどの方は地域の老人クラブに加入し、上部の老人クラブ連合会の行事にも参加することが一般的だったが、近年はそれぞれの老後の生き方に違いがあり、加入しない方も半数になる地域も出てきた。その状況下で上部団体の役員になること、行事に参加することの意義を見出せない方々が多くなってきたと思う。実際に阿山地区も老人クラブ連合会を解散し、伊賀市老人クラブ連合会からも脱退した経緯がある。全体的に構成員が減っている中で、老人福祉施策として既定の団体に補助金を交付するという今のやり方に問題が出てきているのではないかと思う。

【委員長】

旧町村単位の連合会では脱退している団体があるなかで、今のやり方では不公平感があることも確かではないか。

【委員】

市として進めていくべきは、高齢者が生涯現役として頑張っているだけのような地域社会活動に手当していくことかと思う。この目的を達成する取り組みについても手当していくことが好ましい。単に老人クラブという括りの中で手当する必要は無いと感じた。老人クラブを解体するのではなく、今まで培ってこられた伝統、文化は大切しながら継続することは地域としても応援していく必要があると思う。

原課の評価をみると、社会参加することで介護予防的な役割になっているという評価を下しているが、介護予防という意味では、他の事業や補助金との関わりもあるので、整理統合も含めて連携しながら進めていっていただきたい。

【委員長】

目的に応じた活動を行う団体であれば補助が受けられるといった、事業目的に応じた補助制度に変えていく方が良いのではないかと。

【副委員長】

老人クラブ連合会が結成された時代と違う。老人クラブから脱会が進む中で、行政はもっと早くに見直しをすべきだったが、それでもなお、老人クラブ結成の有無にこだわって補助金を交付しているのは不公平であると考えます。従って、行政は、老人クラブ連合会の補助対象経費は、運営費補助ではなく、例えば全市的な取り組み事業を対象とするなど明確にすること、連合会の運営自体は自主自立に向かう行政指導を行うことが大事である。単位老人クラブに対する補助は、受益者負担の方向性を含めた行政指導を行いながら、単位老人クラブに限らず、地域包括交付金も含めて他の市事業とも連携しながら補助を出していく、こういった改善が必要である。

【委員】

市や県の老人クラブ連合会に加入していない老人クラブが増えたということであって、地域に老人クラブ自体は残っている。老人クラブ以外にも熱心に活動している団体もあるため、等しく見ていただきたい思いがある。

【委員長】

令和6年度末までの見直しでよろしいか。来年度までに方向性を決定することは必要ないか。

➤ **【事務局】**早急に見直しされるように担当課とも相談させていただく。(要確認)

(まとめ)

- 団体に加入しているか否かではなく、地域で介護予防に取り組む事業に対して補助をすべき。
- 来年度までには方向性を決定し、早急に見直しできるように取り組まれない。

(5) 介護予防サロン活動支援事業補助金

【副委員長】

レビュー結果整理シート②の中で、本事業に関する今後の方向性が「継続」とされており、その理由に「今後は活動内容を見直し、社協で支援しているサロンとの差別化を図っていく」と記載されているが、この点を説明願いたい。

- **【事務局】**介護サロン事業は、伊賀市社会福祉協議会でも実施されている。専門家チームからは、それぞれの事業目的を明確にしたうえで、両事業が重複したものにならないようにと指摘されたため、それに対する回答となっている。

【副委員長】

介護サロン事業を行政が実施することが適切なのか、民間が実施することが適切なのか、この事業の在り方を考えることが大事である。個人的には、本事業を伊賀市社会福祉協議会が実施しても良いと考える。このサービスを受け手側から考えたときに、どこが実施しようと同じであり、差別化するよりも一体化する方が大事である。その理由は、市から伊賀市社会福祉協議会に委託している事業の中で、介護予防教室を全市的に実施しており、伊賀市社会福祉協議会の事業では、地域のコーディネーターやリーダーなどの養成事業を実施している。このことは、縦割りではあるが、地域を巻き込んで全市的に取り組まれていることなので、差別化ではなく、一連の事業として政策、施策を展開するように切り替えていただきたい。縦割りで事業を実施するならば、一連に繋がるものにすべきであり、単独で実施することは非効率でと考える。

市職員を3年サイクルで人事異動させることは、人材の弱体につながると考え、市民にとっても不幸である。

- **【委員長】**スペシャリストとジェネラリストの両方を育成する必要がある。引継ぎなされていない、事業の根拠が説明できない職員ばかりになると困る。

【委員長】

事業の目的が同じであれば、目的に応じて整理統合した上で、補助金を交付すべきとの主旨のご意見をいただいたが、皆さまは如何か。

【委員】

成果指標では13団体を目指しているが、現状では9団体となっている。伊賀市社会福祉協議会との事業内容が重複した状態で、13団体を目指すということか。

- **【事務局】**担当課としては、市と伊賀市社会福祉協議会の事業内容を精査することとしており、事業内容に違いが無いと判断すれば、13団体を目指すことは考えにくいのではないかと。それ以上のことは、レビュー結果整理シート②からは読み取れないので回答をご容赦願いたい。

【委員長】

レビュー結果整理シート②からは、市や担当課としての方向性が見えてこない。

【委員】

介護予防サロンの実績として、コロナ前の令和元年は年間 988 回、1 万人弱の方が利用しているが、これは目標に対してどうなのか。

- **【事務局】** 担当課として利用人数に関する成果指標、目標は設定していないものと思われる。
- **【委員長】** レビュー結果整理シート①において、専門家チームの指摘事項として、「利用者が固定されているのではないか」「真に必要な人を救えているのか」の点が挙げられている。私としては、特にこの取組から取りこぼされている方々への支援に対する視点を持っていただきたいが、その方向性は如何か。
- **【事務局】** 介護予防サロン事業で、救えていない方々への対策が不可欠と考えるが、専門家チームの指摘に対しても明確な答えは無かったし、レビュー結果整理シートへも方向性が記載されていないので、課題と捉えている。

【委員】

専門家チームからは、サロンに参加できない人たち、支援が必要な人たちを対象にできているのかとの指摘がある。また、健康な高齢者を集めてどうするのかとの指摘もあった。

要支援、要介護に認定されている方は、介護保険法等で包括支援センターが様々な施設等を紹介する制度が構築されている。むしろ健康であっても今後介護されるかもしれない方々が対象になっても不思議ではないと考える。専門家チームの指摘事項をそのまま受け止めるのか、健康な方の介護予防とするのか、市としての考えをはっきりさせていただきたい。

以前と違って、孤独が好きな方、人と話をしたくないなど様々な価値観の方々がおられるため、それらを一定数対象とできなければ、事業の趣旨に沿わないのではないかと。

- **【事務局】** サロンへの参加者が固定化され、新たな方々が参加しにくい状態になっている恐れもあるため、専門家チームから指摘されたのではないかと考えている。

【委員】

介護予防サロンが広く周知され、全く知らないといった市民がいないことを目指す取り組みが必要である。今後の担当課、補助対象者の事業の一つになると思う。周知不足のことは、過去に実施した児童扶養手当の実態調査でも明らかになっている。

- **【事務局】** 伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱第 4 条第 1 項第 6 号において、「地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること」と規定されているが、市が補助金を交付する際には、周知の実績確認を徹底できていないように思う。

	【委員長】 要綱はしっかりと制定されているが、レビューの結果を見ると要綱のとおり運用できていないように見受けられる。 【委員】 介護予防体操など案内されたことがあるがすぐに満員になることもあり、開催数も年2～3回であるため、広く行き届いていないことも懸念される。 【委員長】 来年度中には見直しの目途がつき、令和6年度から運用しないとスピード感に欠けるのではないかな。 (まとめ) ● 介護予防を必要とする方に行き渡っていないとすれば、その対策は市が行うべきと考える。そのことを前提として市と伊賀市社会福祉協議会の役割の整理、見直しをすべき。 ● 来年度中には見直しの目途がつき、令和6年度から運用できるようスピード感を持って取り組むべき。
--	---